



ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター  
☎0820(22)2125  
山口県消費生活センター  
☎083(924)0999

### 悪質な竿だけ屋に注意してください

柳井市内において、移動販売の物干し竿を買おうと呼び止めたところ、約9万円という高額な支払いをさせられたという事例が発生しました。

今後、周辺の町にも同様の事例が発生する可能性があるため注意してください。

#### 【事例の詳細】

移動販売の竿だけ屋のアナウンスを聞いて、物干し竿を買おうと呼びとめた。2本で1000円の竿は重く使いづらいと思ったので、横にあった軽い物干し竿の値段を聞いたところ「ニー・キュッ・パ」とだけ言われた。もともと買おうと思っていた竿の値段が2本で1000円のため、2980円だと思い3本頼んだ。竿が3メートルと長かったため、業者が切ろうとしたので不安になり値段の確認をしたが答えてもらえなかった。竿を切った後、代金は3本で8万7000円と言われた。たまたま現金があったので2000円値引いてもらって8万5000円を支払ったが、領収書や契約書など、業者名のわかるものは一切もらえなかった。

#### 【ワンポイント講座】

クーリングオフや、契約の取り消しができる事例なのですが、相手からわからない場合や悪質な業者の場合は支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。

支払いを求められたときすぐに警察に110番通報する以外、今のところ有効な解決策がないのが現状です。

#### 【消費者へのアドバイス】

- (1) 声をかけるのは慎重に
- (2) 購入する前に価格を十分確認し、不要な場合はきっぱりと断る
- (3) 領収書を受け取り、その場で連絡先を確認する
- (4) トラブルにあったら消費生活センターに相談する

■問い合わせ 周防大島町商工観光課 ☎0820(79)1003

## 野焼きはやめましょう

ごみや草などの野焼きは、法律で禁止されています。

ごみや草などをそのまま焼却する場合も、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉を使用して焼却する場合も野焼きと同じ扱いになります。

野焼きは、周辺地域の生活環境に与える影響や廃棄物の不適正な処理の防止から原則禁止され、一定の例外を除いて、罰則の対象となっています。(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも皆さんのご協力をお願いします。

《罰則対象の例外となる廃棄物の焼却》

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

ただし、野焼き禁止の例外規定とされた行為であったとしても生活環境上支障があり、苦情等がある場合は、改善命令や行政処分および行政指導の対象となります。

■問い合わせ

生活衛生課 ☎0820(79)1012

## 消費生活相談

### インターネット受付を始めました

柳井地区広域消費生活センターでは、契約に関することや架空請求など、消費者と事業者の間に発生したトラブルの相談を受け付けています。

原則、来所もしくは電話で相談を受け付けていますが、センター開所時間に相談をできない方向けにインターネットでの相談受付を始めました。

下記URLから相談受付フォームを入力し、送信してください。

お返事は、翌センター開所日までに差し上げますが、お急ぎの方は、電話か来所でご相談ください。

<http://www.city-yanai.jp/site/shohiseikatsu-center/>

柳井地区広域消費生活センターで相談を受け付けている曜日、時間、場所、電話番号は次のとおりです。

曜日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分まで  
(ただし相談の受付は午後5時まで)

場所 柳井市役所3階商工観光課内  
☎0820(22)2125(直通)